

議案第 48 号

南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めるものとする。

令和 3 年 12 月 7 日

南風原町長 赤嶺 正之

提案理由

令和 4 年 4 月 1 日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

## 財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、南部広域行政組合より北大東村の脱退に伴う財産処分を次のとおり定める。

1 北大東村に帰属せしめる財産は次のとおりとする。

（1）財政調整基金

①事務局運営 54,191 円（令和 3 年 10 月末現在）

②視聴覚ライブラリー 74,375 円（令和 3 年 10 月末現在）

（2）退職手当特別負担金引当基金

①事務局運営 29,089 円（令和 3 年 10 月末現在）

（3）令和 3 年度歳計剰余金は令和 3 年度決算認定後、南部広域行政組合負担金条例に定める負担割合により算出し、上記（1）（2）の基金と合算して清算を行うものとする。